

令和5年第4回山北町議会定例会の経過 (12月6日)

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

(午前9時00分)

なお、野地新東名対策室長におかれましては、体調不良により欠席の旨、町側から申出がありましたのでお知らせいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、議案第57号 山北町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第6、議案第60号 山北町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第57号 山北町課設置条例の一部を改正する条例の制定について。
山北町課設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年12月5日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、令和6年4月1日より下水道事業を公営企業会計へ移行することに伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

次に、議案第58号 山北町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年12月5日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、令和6年4月1日より下水道事業を公営企業会計へ移行することに伴い、本条例を改正する必要性が生じるため提案するものです。

議案第59号 山北町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものと

する。

令和5年12月5日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、令和6年4月1日より下水道事業を公営企業会計へ移行することに伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

議案第61号 山北町特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町特別会計設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年12月5日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、令和6年4月1日より下水道事業を公営企業会計へ移行することに伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

議案第62号 山北町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年12月5日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、令和6年4月1日より下水道事業を公営企業会計へ移行することに伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

議案第60号 山北町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年12月5日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、令和6年4月1日から下水道事業を公営企業会計へ移行することに伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議

長

上下水道課長。

上下水道課長

それでは、今回の条例改正ですが、平成31年1月25日付で総務大臣から公営企業会計の適用のさらなる推進についての通知の中で、人口3万人未満の下水道事業も令和5年度までに公営企業会計に移行するよう要請があり、山北町では令和3年度から5年度までに移行し、令和6年4月1日から公営企業会計を適用させるため、6本の条例の一部改正が必要となり、本定例会に上程させていただきました。

それでは、議案第57号について説明申し上げます。

1枚お開きください。

山北町課設置条例の一部を改正する条例。

山北町課設置条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表の3ページをお開きください。

第2条中、事務分担から下水道に関するものを削り、町設置型浄化槽事業を1項に改めることです。

それでは2枚お戻りください。

改正文を御覧ください。

附則。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上で、議案第57号の説明を終わります。

続きまして、議案第58号について、御説明申し上げます。

議案第58号を御覧ください。

1枚お開きください。

山北町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例。

山北町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表で説明いたしますので、次のページをお開きください。

第2条第1項中の「水道事業管理者」を「水道事業及び公共下水道事業管理者」に改めることです。

それでは1枚お戻りください。

改正文を御覧いただき、附則。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上で議案第58号の説明を終わります。

続きまして、議案第59号について、御説明申し上げます。

議案第59号を御覧ください。

1枚お開きください。

山北町行政手続条例の一部を改正する条例。

山北町行政手続条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表で説明しますので、次のページをお開きください。

第2条第7号中の「水道事業」に「及び公共下水道事業」を加えるものです。

それでは1枚お戻りいただき、改正文を御覧ください。

附則。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上で、議案第59号の説明を終わります。

続きまして、議案第61号について、御説明申し上げます。

1枚お開きください。

山北町特別会計設置条例の一部を改正する条例。

山北町特別会計設置条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表で説明いたしますので、次のページをお開きください。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号に改め、第2条中「前条第1号及び第2号」を「前条」に改めることです。

それでは1枚お戻りいただき、改正文を御覧ください。

附則で、施行期日と経過措置を規定します。

1項、この条例は令和6年4月1日から施行する。

2項、下水道特別会計の令和5年度分の収入、支出及び決算に関しては、なお従前の例による。

以上で、議案第61号の説明を終わります。

続きまして、議案第62号について申し上げます。

1枚目をお開きください。

山北町水道事業の設置等に関する条例を一部改正する条例。

山北町水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表で説明いたしますので、次のページをお開きください。

まず、題名を山北町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例に改め、第1条中の「水道事業等」を削り、同条に1項を加え、第2項に、「都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域に水質の保全を資するため、公共下水道事業を設置する」を加えます。

第1条に次の1条を加え、第1条の2に地方公営企業法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2号に規定する公共下水道事業に法の規定の全部適用とするを加えます。

第2条中第1項中の「水道事業等」に「及び公共下水道事業」を加え、同条第2項第3号を次のように改めます。

第2項、水道事業等の給水区域等は、次に掲げるとおりとする。

第1号、給水区域は山北町の区域とする。

第2号、給水人口は1万6,125人とする。

第3号、1日最大給水量は、1万1,021立方メートルとする。

次のページをお開きください。

第3項、公共下水道事業の排水区域面積は、次に掲げるとおりとする。

第1号、排水区域面積は367ヘクタールとする。

第2号、排水人口は9,300人とする。

第3号、1日最大汚水量は、8,040立方メートルとするに改めます。

第2条第4項を削り、第3条第1項中「地方公営企業法」を「法」に、地方公営企業法施行令を「令」に、「水道事業等」を「上下水道事業」に改めます。同条2項中「水道事業」に「及び公共下水道事業」を加え、第5条中「水道事業等」を「上下水道事業」に改めます。

3ページに移りまして、第6条中「水道事業」に「及び下水道事業」を加え、第7条中「水道事業等」を「上下水道事業」に改め、第8条第1項中「水道事業等」を「上下水道事業」に改め、同条第2号第3項中「水道事業」に「及び公共下水道事業」を加えます。

それでは1枚お戻りいただき、改正文の裏面を御覧ください。

附則。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

上下水道課の担当分の説明は以上となります。

議 長

企画総務課長。

企画総務課長

議案第 60 号 山北町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

条例改正の概要でございますが、上下水道課が所管している下水道事業が公営企業会計に移行するため、町長の事務部局の職員の定数を減らし、公営企業の事務部局の職員の定数を増やすものでございます。なお、職員の総数は変更ございません。

新旧対照表で御説明申し上げます。

2 枚おめくりください。

第 2 条につきましては、職員の定数を規定しています。町長の事務部局の職員定数を「106人」から「104人」に改め、公営企業の事務局の職員定数を「5人」から「7人」に改めるものでございます。

それでは 1 枚お戻りいただき、改正文を御覧ください。

附則。

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

説明は以上でございます。

議

長

説明が終わりましたので、議案第 57 号から議案第 62 号について、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議

長

御異議ないので、採決は議事日程の順で議案ごとに採決いたします。

まず、議案第 57 号について採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議

長

挙手全員。よって、議案第 57 号は原案どおり可決されました。

次に、議案第 58 号について、原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

- 議 長 挙手全員。よって、議案第58号は原案どおり可決されました。
次に、議案第59号について、原案に賛成者は挙手願います。
(全員挙手)
- 議 長 挙手全員。よって、議案第59号は原案どおり可決されました。
次に、議案第61号について、原案に賛成者は挙手願います。
(全員挙手)
- 議 長 挙手全員。よって、議案第61号は原案どおり可決されました。
次に、議案第62号について、原案に賛成者は挙手願います。
(全員挙手)
- 議 長 挙手全員。よって、議案第62号は原案どおり可決されました。
次に、議案第60号について、原案に賛成者は挙手願います。
(全員挙手)
- 議 長 挙手全員。よって、議案第60号は原案どおり可決されました。
日程第7、議案第63号 令和5年度山北町一般会計補正予算(第8号)を
議題といたします。
提案者の説明を求めます。
町長。
- 町 長 議案第63号 令和5年度山北町一般会計補正予算(第8号)。
令和5年度山北町の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところに
よる。
歳入歳出予算の補正。
第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,814万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ60億2,937万6,000円とする。
2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。
令和5年12月5日提出。山北町長、湯川裕司。
提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業及びふるさと応援寄附金に関わる歳入歳出の増で、歳入歳出総額をそれぞれ1億7,814万2,000円増額補正するものでございます。

議 長
財 務 課 長

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

財務課長。

それでは、議案第63号 令和5年度山北町一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

2ページ、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、16款国庫支出金から22款諸収入まで、補正額1億7,814万2,000円を増額し、補正後の額を60億2,937万6,000円とするものでございます。

4ページ、5ページをお願いします。

歳出につきましては、2款総務費から13款予備費まで、歳入と同額を補正するものでございます。

続きまして、事項別で御説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開きください。

初めに、歳入でございます。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は、235万9,000円の増額でございます。

1節障害者福祉費負担金は、障害者自立支援医療費負担金で、サービスの利用者の増によるもので、75万4,000円を増額するものでございます。補助率は2分の1でございます。

2節児童手当負担金は、転入などによる対象者の増に伴い、160万5,000円を増額するものでございます。

次に、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、162万8,000円の増額でございます。戸籍附票システム改修の補助金で、補助率は10分の10でございます。

8目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、6,600万5,000円の増額でございます。非課税世帯へ7万円を追加交付するもので、補助率は10分の10でございます。

次に、17款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は、58万4,000円の増額でございます。

3節障害者福祉費負担金は、障害者自立支援医療費負担金でサービスの利用者の増によるもので、37万7,000円を増額するものでございます。補助率は4分の1でございます。

4節児童福祉費負担金は、転入などにより対象者の増に伴い、20万7,000円を増額するものでございます。

次に、2項県補助金、2目民生費県補助金は、695万4,000円の増額でございます。

1節社会福祉費補助金は、民生児童委員活動費で推薦会等の経費を1万6,000円増額するものでございます。

3節障害者福祉費補助金は、件数の増によるもので、在宅障害者福祉対策推進事業を6万2,000円増額するものでございます。補助率は2分の1でございます。

4節児童福祉費補助金は、小児医療費助成事業の県補助対象年齢拡大により対象件数が増えたことによる増額でございます。

19款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金は1億円の増額で、ふるさと応援寄附金の今後の見込みによる増額でございます。

2項民生費寄附金は社会福祉費寄附金で、介護関係に200万円の寄附を受けたものでございます。

4目農林水産業費寄附金については50万円で、農道の維持管理費のため寄附をいただいたものでございます。

22款諸収入、4項雑入で10ページ、11ページをお開きください。

1目雑入は、188万8,000円の減額でございます。

消防団退職報償金は14人の見込みが8人となったため、634万8,000円を減額するものでございます。

次の工事費負担金（過年度分）については、令和2年度水上2号線工事について、会計検査院の指摘事項による返還に伴い、原因者である設計事業者からの負担金でございます。

12、13ページをお開きください。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、76万9,000円の増額でご

ございます。

会計年度任用職員経費で1名が4名になったこと及び人勸に伴う増額でございます。

8目支所費は9,000円の増額で、三保支所の会計年度任用職員経費を人勸等により増額をするものでございます。

12目電算管理費は1,144万7,000円の増額で、町村情報システム共同運営事業の神奈川県町村情報システム共同事業組合負担金は、第3四半期分について不足額を補正するものでございます。

15目定住対策費は、249万5,000円の増額で国庫補助金を令和2年度水上2号線改良工事について、会計検査院の指摘により返還をするものでございます。

2項徴税费、2目賦課徴収費は、4万3,000円の増額で、学校給食費の公会計化により口座振替依頼書が不足するもので印刷をするものでございます。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費は、166万4,000円の増額でございます。

戸籍住民基本台帳等管理事業の手数料については、件数の増によるコンビニ交付手数料の増額でございます。

戸籍附票システム改修業務委託料については、マイナンバー法の改正に対応するための改修費でございます。

次に、3款民生費です。

14ページ、15ページをお願いします。

1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、6,746万4,000円の増額でございます。

人件費の時間外勤務手当は、非課税世帯に7万円を追加交付する事務のために9万2,000円を増額するものでございます。

民生児童委員活動事業については、民生委員推薦会に伴う推薦委員報酬及び委員旅費の増額でございます。

一般経費の防災備品購入費については、寄附金で介護事業所7か所へ防災資機材を支給するものでございます。

社会福祉協議会助成金については、コロナワクチン接種により、ともしび

ショップが営業できなかった減収分を補填するものでございます。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業は、922世帯へ7万円を追加交付するもので、通信運搬費と口座振替手数料は事務経費で36万3,000円。臨時特別給付金として、6,490万円を増額するものでございます。

なお、この後、福祉課長から詳細な説明をいたします。

3目社会福祉施設費については、144万1,000円を増額で、小田原市斎場火葬炉改修負担金として、100キロを超える方へ対応するための改修費の負担金でございます。

4目老人福祉費は142万7,000円を増額で、健診の増によるもので、後期高齢者医療特別会計へ繰り出すものでございます。

5目障害者福祉費は、168万7,000円を増額でございます。

在宅障害者福祉対策推進事業の軽度・中程度難聴児補聴器購入費補助金は、見込み件数の増によるものでございます。

地域作業所維持管理事業の修繕費については、非常灯の修繕を行うものでございます。

障害者自立支援給付事業の役務費と、16、17ページをお開きください。自立支援給付費等については、いずれも対象者の増によるものでございます。

7目介護保険事業特別会計繰出金は、21万5,000円を増額で、認定審査会に係る経費を繰り出すものでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は、287万6,000円を増額でございます。

小児医療費助成事業は受診者の増による増額で、紙おむつ支給事業については、利用見込み者の増による増額でございます。

2目児童福祉費は202万円の増額で、児童手当の支給対象者の増によるものでございます。

3目保育園費は、211万3,000円を増額でございます。

保育園維持管理事業については、プール使用が長期化したため下水道使用料を増額するもので、保育所児童入所事業については、補助対象外経費について返納するものでございます。

会計年度任用職員経費については、人勸などによる増額でございます。

5目認定こども園費は、299万8,000円の増額でございます。

認定こども園維持管理事業については、修繕費については冷凍冷蔵庫やスチームオーブンを修理するもので、下水道使用料についてはプール使用が長期化したため、増額をするものでございます。

18、19ページをお開きください。

認定こども園児童入所事業については、町外認定こども園児童委託料が単価の増により増となったもので、会計年度任用職員経費については人勤などによる増額でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は、294万6,000円の増額で、燃料費の高騰により健康福祉センターの燃料費を増額するものでございます。

2項清掃費、2目塵芥処理費は7,000円の増額で、会計年度任用職員経費の人勤などによる増額でございます。

5款農林水産業費、1目農業費、5目農地費は50万円の増額で、寄附金を活用し農道等の修繕を行うものでございます。

2項林業費、2目林業振興費は、森林環境譲与税充当事業の組替えで、ナラ枯れ被害木伐採工事を増額し、小規模土砂流出防止事業については減額をするものでございます。

20、21ページをお開きください。

木育遊具等購入費については、天板サイズの仕様変更などにより増額をするものでございます。

6款商工費、1項商工費、3目観光費については、2,459万8,000円の増額でございます。

観光施設維持管理事業の土地借上料は、平山公衆トイレの土地借上料で、観光施設維持管理工事については、大野山入り口公衆トイレの浄化槽の工事でございます。

ふるさと応援寄附金推進事業については、見込みより謝礼品代や郵送料、手数料、業務代行委託料をそれぞれ補正をするものでございます。

7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費は39万3,000円の増額で、鮎沢2号線の倒木撤去費などをネクスコへ支払いをするものでございます。

5項都市計画費、2目都市公園費は、2,160万円の増額でございます。

都市公園維持管理事業のぐみの木近隣公園整備工事とぐみの木近隣公園備品購入費については、スケートパークを整備する工事費でございます。

6項住宅費、1目住宅管理費の特定公共賃貸住宅管理事業の修繕費は、退去による修繕の増を積立金から組み替えるものでございます。

22、23ページをお開きください。

8款消防費、1項消防費、2目非常備消防費は、634万8,000円の減額で、退職消防団報奨金が14人の見込みが8人になったため、減額をするものでございます。

3目消防施設費は119万6,000円の増額で、消防施設維持管理事業の消耗品費は消防車のスタッドレスタイヤの購入、修繕費については消防車のエンジン噴射ポンプの修繕などでございます。

消防用資機材購入費については、消火栓用備品格納庫の購入でございます。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費は92万4,000円の増額で、教育特区推進事業及び会計年度任用職員経費については、人勸等により増額でございます。

3項山北中学校費、1目学校管理費は130万2,000円の増額で、学校施設維持管理運営事業の工事請負費は校内放送設備の改修工事でございます。

会計年度任用職員経費は人勸等による増額でございます。

24、25ページをお開きください。

3目給食費は26万3,000円の増額で、給食事業の修繕費については、ダムウェーターワイヤーの修繕でございます。

5項社会教育費、1目社会教育総務費は8,000円の増額で、人勸等による会計年度任用職員経費の増額でございます。

4目生涯学習センター費は2万6,000円の増額で、人勸等による会計年度任用職員経費の増額でございます。

6項保健体育費、2目体育施設費は24万6,000円の増額で、体育施設維持管理事業の光熱水費は、スポーツ広場等の電気代でございます。

13款予備費については、3,181万3,000円を増額するものでございます。

26、27ページをお開きください。

給与費明細書でございます。

特別職につきましては、民生児童委員の報酬の増でございます。

一般職については、職員の時間外勤務手当の増額と会計年度任用職員経費の増額でございます。

詳細については、後ほどお目通しをいただければと思います。

説明については以上でございます。

議 長 福祉課長
福 祉 課 長

福祉課長。それでは、令和5年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金につきまして、卓上に配付させていただいております補足説明資料に基づき、御説明申し上げます。

概要でございますが、国におきまして、令和5年11月2日にデフレ完全脱却のための総合経済対策として、住民税非課税世帯等を対象に1世帯当たり7万円を給付する方針が閣議決定されまして、11月29日に臨時国会で予算措置が決定されたものです。

財源としましては、従来の寄附金と同様に、地方創生臨時交付金による国庫10割補助事業となります。

申請書等の様式、支給までの流れにつきましては、令和3年度と令和4年度、本年度5月補正予算において実施いたしました1世帯当たり3万円の住民税非課税世帯等臨時特別給付金に準じております。

住民税非課税世帯につきましてはプッシュ型の支給を、家計急変世帯につきましては申請に基づく支給となります。

支給要件につきましては、現時点で国より確定情報が示されておきませんが、従来の給付金を踏襲したものと想定して、事前の準備作業を進めております。

住民税非課税世帯につきましては、基準日から継続して本町に住民登録があり、世帯全員の令和5年度住民税が非課税である世帯が対象となる予定です。

家計急変世帯につきましては、住民税課税世帯のうち物価高騰の影響により収入が急変し、年間収入見込み額が住民税非課税世帯相当の水準までに減少した世帯が対象となる予定でございます。

対象見込み世帯数であります、全体で922世帯を見込んでおります。

内訳としまして、住民税非課税世帯は、令和5年11月時点の住民税非課税世帯であります917世帯を見込んでおりまして、こちらには支給要件が未定です。住民税未申告世帯を含んでおります。

また、家計急変世帯につきましては、本年度5月に実施しました、1世帯当たり3万円の給付金の実績を踏まえて5世帯を見込んでおります。

基準日につきましては、国より確定情報が示されておりましたが、令和5年12月1日となる予定でありまして、申請期限は従来給付金と同様に、確認書の発送から3か月間を予定しております。

今後のスケジュールであります、議会で承認をいただいた後、1月下旬からシステム改修を実施いたしまして、2月中旬に住民税非課税世帯に向けて確認書等、必要書類を発送する予定でございます。

支給日につきましては、第1回目の支給日を2月29日で予定しております。

事業に要する所要額であります、総額で6,499万5,000円を計上しております。

内訳としまして、事業費の給付費は対象見込みの922世帯に7万円を掛けました6,454万円、事務費としまして郵送料及び口座振込手数料を36万3,000円、人件費として職員2名分の時間外手当9万2,000円を見込んでおります。

なお、本年度5月に実施しました給付金と同様に、住民税非課税世帯への給付に係る経費につきましては、国の補助メニューのうち低所得世帯支援枠分が財源となります。

家計急変世帯につきましては、推奨事業メニュー分が財源となります。

令和5年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金についての説明は以上となります。

議長 説明が終わりましたので、議案第63号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

児玉洋一議員。

11番 児玉 11番の児玉でございます。

まず、21ページのところですかね、都市公園費のぐみの木近隣公園整備工事の部分だと思いますが、これはもう既に全協で説明いただいております。

けれども、本会議でございますので、改めてこの内容をお示しいただきたい
と思います。

議 長 都市整備課長。

都市整備課長 内容につきましては、9月の13日に皆さん全員協議会の席で御説明申し上げてからは、さほど変わってございません。

皆さんからいただいた御意見を踏まえまして、アンケートとかを小学校とかに取らせていただきまして、備品購入のほう、そちらはアンケートに基づいて決めさせていただきました。

工事費のほうのスケートパークの規模ですけれども、若干御説明させていただいたときよりも一回りぐらい、幅は12メートルなんですけれども、30メートル、面積にして360平米ほどの施設でございます。それとフェンスのほうも四方全部囲いまして、高さのほうは1メートルということで、表面はアスファルト舗装をやるんですが、あそこ結構日差しが強いものですから、反射のためのカラー舗装をグレーになるんですけれども、遮熱性といいますか、そちらのほう、考慮しまして、カラー舗装で仕上げる予定でございます。

議 長 児玉洋一議員。

11 番 児 玉 中身は大体分かってるんですけど、具体的にどの辺に造るのかということとか改めてになっちゃうんですよ。具体的にどの辺で造るのかといったところと、あと利用範囲であったり、あと今、ぐみの木公園を利用している、今現状の利用者にとっての何か圧迫みたいなそういうものがないのかといったところも、改めてちょっと御説明をお願いいたします。

議 長 都市整備課長。

都市整備課長 利用者といいますか、最初のあれでしたっけ、一緒に、場所はぐみの木公園内の憩いの広場と呼んでいるところでございます。具体的な場所につきましては、テニスコートを御存じですかね。テニスコートとゲートボール場の間に、あずまやと藤棚がございます。そちらの河川側の通路のほうを利用した一角で、今、花壇、今咲いてないんですけども、花壇を一部取り壊しまして、そちらのほうに設置する予定でございます。

今現在、あそこバーベキューもやれるような状況になってございますけれども、それとあと駐車場も25台ぐらいですかね、桜のゾーンがあるんですが、

桜のゾーンに大体テニス側のほうと今ゲートボールを使ってらっしゃる方がられますので、両サイドに止まっているような状況でございますけども、スケートパークを造るとなりますと、ゲートボールのほうの駐車スペースがなくなってしまうような形になりますので、憩いの広場のレイアウトをちょっと見直しまして、テニスコートのほうは全然支障ないと思いますけども、ゲートボールやられる方とかバーベキューやられる方の駐車場としまして、町道側に十何台ですかね。別に区画を、駐車柵を白いテープをやりまして、もっと分かりやすいような形でやろうと考えております。

議 長 児玉洋一議員。

11 番 児 玉 すみません、二、三回目なので。取り急ぎ利用料みたいなのが発生しないのかといったところと、あとこれは財源といいますか、これは補助金なりで対応すると思うんですけど、その県の補助金なのかとか、その辺りの財源の内容を教えてください。

議 長 都市整備課長。

都 市 整 備 課 長 財源につきましては一般財源でございます。利用料につきましては、今のところは無料でやるように考えております。

議 長 ほかに質問のある方。

和田成功議員。

1 番 和 田 全協である程度説明は受けてるんですけど、いま一度、経緯について、スケートパークを造るといったところの経緯について、もう一度説明願います。

議 長 都市整備課長。

都 市 整 備 課 長 経緯という、最初のきっかけは、今年の春先頃ですか、町内に住む中学生四、五名の方から、スケートボードをやりたいんだけど、やれる場所がないと。実際には役場の駐車場とか、うちのほうの公園でやってみたいなんです、ちょっとやれるような場所がないんで困ってるといいますか、そういった相談を受けました。ただ、うちのほうとしましても、かなりスケートボードは騒音といいますか、音もかなり発生しますし、実際どのくらいの需要があるのかと。中学校と小学校のほうへ、こちらアンケートを取らせていただきまして、結果としましては、小学生が4割の方がスケートボード場があればやってみたいという結果と、中学生も山中の生徒ですけども、20%ぐ

らいありまして、トータルしますと170名ぐらいの小・中学生がスケートボードあったらやってみたい、パークがあったらやってみたいという結果を受けまして、やるような方向で進んできました。そういうような状況でございます。

議 長 和田成功議員。

1 番 和 田 小・中学生の要望でそういう設置に向けたといったところで、アンケート等も取られているようですが、年間の利用見込みというところがあれば、説明願いたいんですけど、いかがですか。

議 長 都市整備課長。

都 市 整 備 課 長 見込みのニーズまでは何とも言えないんですが、近隣にはちゃんとしたっていいですか、やれるところが、厚木市さんですとか秦野ぐらいしかないと思いますんで、変な話、小田原球場の周りで御存じかと思いますが、やってはいけないと思うんですけども、そちらの方とかが、今度正式なスケートパークとして整備しますので、そちらの方なんか、ぐみの木公園は駐車場もございますので、利用していただけるのかなと思っております。

ほかの公園もゲートボール場に関しましても、ソフトボールなんかも、ほかの市町からも御利用されてますんで、スケートパークのほうも利用していただけるものと思っております。

議 長 和田成功議員。

1 番 和 田 対象が小・中学生がメインなのかなというところなんですけど、安全対策、公設なんで、けが等も考えられると思うんですけど、その辺の対策についてはどのようにお考えでしょうか。

議 長 都市整備課長。

都 市 整 備 課 長 けがなどの対策は周りにフェンスは囲いますんで、そちらのほうに利用規定というような看板を、こちら御存じかもしれないんですけど、ドッグパークもあるんですけども、利用規定の看板をつけまして、そちらに何ていうんですか、ヘルメットだとか、そういうのをちゃんとしてやってくださいよとかそういうのは、注意喚起のほうはやっていきたいと思っております。

議 長 ほかに。

府川輝夫議員。

8 番 府 川 これも全協である程度聞いてるんですけども、正式な場ですので改めてお聞きしたいんですけども、先ほどアスファルトというようなお話がありました。全体的なパークのイメージ、例えばさっき面積も言われましたけども、どんなイメージで、例えばどんな附属部品がついて、どんな遊びができるのかというようなところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議 長 都市整備課長。

都 市 整 備 課 長 セクションと呼ばれてる、何ていうんですか、ジャンプ台ですか、そういうやつが一応5基ほど、こちらの備品購入のほうで見させていただいております。それ一応、カタログなんかのプランがいろいろあるんですけども、面積に合ったプランでこういうものがどうだというのがありましたので、そちらを参考に5基ほど、全協のときもお話させていただきましたが、ルールですとかジャンプ台、そのような形で、こちら先ほど申しあげましたように小学生からの人気のあるアンケートを取りましたので、そちらを主に設置するような形で考えております。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 先ほど、ゲートボール側の利用の駐車スペースが減る分、柑橘果工側のところに駐車場という説明がありましたけど、もう少し詳しく説明願います。

議 長 都市整備課長。

都 市 整 備 課 長 今、府川議員さんおっしゃられるように、今現在、ゲートボールの駐車やられる方は、桜のゾーンを御存じだと思うんですけども、あちらのほうに10台ぐらいですかね、つい先日も大会があったみたいで止まっておりました。そちらのほう、スケートパークのほうで減ってしまいますので、今度、後退駐車として、柑橘果工さん側の、あれは町道になってますんで、そちらのスペースでL字に、テニスコートのほうは今止まってる状況ですけども、L字に止めていくような形で、台数にしては10台ぐらい十分確保できると思いますので、そちらに止めていただくような形でレイアウトのほうもベンチとか購入させていただく予定でございますので、そちらで分かるような形で、駐車柵も新たに、今ロープしか張ってございませんので、もっと分かりやすい白いテープで駐車柵を明示していきたいと思っております。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 駐り車場としては下流側に、土地は県の土地かもしれませんが、ドッグパークがあつて、今、道が、管理用の道があつて、その南側に随分広い、所有権は県なのかもしれませんが、そこはぐみの木公園駐り車場だよというふう案内があつて、意外とそこは、あまり皆さん知らないのかなど。ですから例えば野球やっていたり、テニスやっていたり、これからそういう施設ができて、車がもういっぱいというよなときのために、例えば向こうにも駐り車場がありますみたいな案内も、この際されれば、何ていうか、さらに利用者も安心して駐り車ができるんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

議 長 都市整備課長。

都 市 整 備 課 長 今回の御意見参考にさせていただきます、ドッグパークの下流にあるやつも、もちろんうちのほうの駐り車場でございますので、そちらも、今もドッグパークの方よく一番近いんで活用されてますけども、どうしてもゲートボールですとかソフトボールは真横に止めるよな方も、止めてもらって結構なんですけども、満杯になるよなでしたら、ちょっと看板が低過ぎちゃって目立たないよなところもありますんで、そちらのほうはまたちょっと周知していきたいなと思っております。

議 長 ほかに。

瀬戸伸二議員。

3 番 瀬 戸 パークのデザインについては、専門家等の御意見は何ってるんでしょうか。
議 長 都市整備課長。

都 市 整 備 課 長 デザインとおっしゃいますと、一応今考えてるのは、フェンスと路面とい
いますか、そちらをアスファルトでやる程度でございます、スケートパーク
とかがって明示をするよなデザインのことですか。

競技としては、ちょっとそこまでは調べてないんですけども、一応カタログ
とかのやつを参考にさせていただいて、面積といいますか区画のほうは考
えてる次第なんですけども。

議 長 瀬戸伸二議員。

3 番 瀬 戸 そうすると、遊び場というイメージでよろしいんでしょうか。

議 長 都市整備課長。

都市整備課長 基本的にはそのような形で考えております。

議 長 ほかに。

瀬戸恵津子議員。

5 番 瀬 戸 瀬戸でございます。

15ページの真ん中辺の寄附金の活用のところなんですけど、防災備品購入費とございまして、防災品を地域の7か所の施設にということですが、防災品とは何のことなんでしょうか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 こちらは、本年9月の中旬に個人の方から町に福祉目的を向上ということで寄附金がございました。こちらは歳入側に掲示しております200万となります。

こちらは、福祉目的向上ということですので、町内の災害時受入れ協定締結事業所7か所、こちらに防災資機材を支給させていただくものです。

現在、町のほうで想定しておりますのが、避難用具であります階段の避難車やリヤカー、それから担架や救助用工具、誘導用具や発電機、それから救急セット、浄水器等でございますが、こちらで10月補正予算のほうで議決いただいた後に、町内事業所さんのほうにアンケート調査をさせていただいて、何が必要かということで、取りまとめて年明けに入札をさせていただく予定でございます。

議 長 瀬戸恵津子議員。

5 番 瀬 戸 ではこれ、一律にこう決まっているものでなく、これから希望を聞いて、アンケートを取ってから決めるという形ですね。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 そのとおりであります。

議 長 瀬戸恵津子議員。

5 番 瀬 戸 ただいま御答弁にありました中で、受入れとおっしゃいました。災害時の。ということは、こういう7か所の施設で受け入れてくださるという前提の下にこういうふうな備品も備えるという形という理解でよろしいでしょうか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 そのとおりでございます。

災害時の受入れ協定を締結していただいている事業所に、現在のところ、町のほうでは特別、資機材の関係で支給ですとか助成のほうではさせていただいておりませんので、今回この寄附金のほうを活用させていただいて、防災資機材を備えていただくという趣旨でございます。

議 長 瀬戸恵津子議員。

5 番 瀬 戸 以前ですと、とても受け入れられるキャパもないしというような形の回答をたしかいただいていたと思うんですが、じゃあ、こういう備品をそろえてあげるから、ぜひ受け入れてほしいという7か所のところをお願いができるというふうに一步進んだのかなと理解しましたが、そういうことでよろしいのでしょうか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 協定につきましては既に締結済みでありまして、基本的にはベッド数があるところですね。要は床数があるところについて、今回あと、すみません、それがあ事業所につきましては中小型の事業所ですので、そちらも協定を結んでいただいております。そちらについてはベッドはないんですけども、協定を締結していただいておりますので、対象事業所という形で、こちらのほうでアンケートを取らせていただく形なんですけども、基本的には、やはり施設の規模でありますとか、そちらによって必要な資機材が異なってきますので、基本的には事業所割りという形と規模割りという形で寄附金の額を決めさせていただいて、それに基づいて、その中で必要な資機材を考えていただきたいというふうに考えております。

議 長 ほかに質疑のある方。

大野徹也議員。

6 番 大 野 ただいまの質問の中の事業所というのが、いわゆる要介護者関係の事業所の指定ということだと思いますけども、避難行動の計画書みたいなものをその事業所ごとに提出していただくようなことになってるかと思うんですが、その辺につきましてはどうでしょう。

議 長 地域防災課長。

地 域 防 災 課 長 そちら辺のこういうことにつきましては、地域防災計画の中で定めて、今、今年度からそういった計画を定めてくださいということをお願いに行きなが

ら、定める側もなかなか難しいと思いますので、こちらが寄り添った形で支援をさせていただいております。

議 長 高橋純子議員。

4 番 高 橋 4 番、高橋です。

21ページの観光費の中で確認なんですけれども、観光施設の維持管理工事というところが大野山のトイレとありましたでしょうか。ちょっと聞き違いだったら申し訳ないんですが、この工事のことでもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 こちらの場所なんですけど、大野山入り口、鍛冶屋敷地区にある大野山入り口の公衆便所になります。

こちらの浄化槽なんですけど、ちょっと亀裂が入ってしましまして、そちらの部分の修繕させていただくための予算になります。

議 長 高橋純子議員。

4 番 高 橋 てっきり私、この前大野山フェスに上がったときに、大野山の山頂のトイレが臭いがあり、詰まり、色が変わり、非常に、これの工事なのかなと思ったんですけども、その把握は、どこがどうというお金のやりくりも分かりませんでしたけど、ここでちょっと教えていただけたらなと思います。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 今、高橋議員がおっしゃられたのは、大野山の山頂の公衆便所のことだと思います。こちらは循環式のトイレを使っております。一般的な浄化槽、下水道、こういったものではないので、システム的に多くの方が一度にご利用になりますと、循環がうまく稼働し切れずに、どうしても臭いが出たり汚れが残ってしまったりとするのは、システム的な関係はあるということは御理解いただきたいと思います。

こちらのほうについても、定期的にカキ殻だったかな、それを入れながら、資材等の循環などもやらせていただいておりますが、いろいろと、特に多くのお客様が来られるとき、拝観が多いときには非常にそのようなものも耳にしておりますので、ちょっとこれからも注視していきながら対応を考えたいと思っております。

- 議 長 高橋純子議員。
- 4 番 高 橋 この前の大野山のイベントで人数がやはりキャパを超えたらしく、非常に臭いがあり、もう詰まって、女性がとっても困ったという状況がありまして、それはもう解除になったのでしょうか。
- すみません。
- そうですね。現状は、また後ほどお伺いをすることになります。
- 議 長 瀬戸恵津子議員。
- 5 番 瀬 戸 15ページの社会福祉施設費の火葬業務のところ、小田原市斎場火葬炉改修負担金について、この負担割合は通常の負担割合で、いつも負担している中での負担割合なのでしょうか。
- 議 長 環境課長。
- 環 境 課 長 まず、火葬場の改修工事でございます。こちら令和元年7月に稼働している施設でございますけれども、こちらのほうが令和4年の7月に異常燃焼によるすすが出てしまったということで、それが地域の方から通報で分かったというような状況でございます。
- これに対しまして、施設管理をします小田原市のほうでいろいろ協議等をした中で、改修をしていこうというのが今回の改修という形になります。
- 御質問のありました負担割合でございますけれども、均等割15%、人口割り85%ということで、これは取決めの中でやっている割合でございます。
- 2市5町、小田原、南、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町と、この2市5町で総額のほうが2,970万円の改修となりますけれども、こちらを先ほどの均等割合の中で負担していくということでございます。
- 議 長 瀬戸恵津子議員。
- 5 番 瀬 戸 均等割ということで安心しました。利用料とかもかかってくるのかなとか思って、山北町、結構利用者が多いんじゃないかと思いましたので、詳細を伺いました。よく分かりました。
- 議 長 児玉洋一議員。
- 11 番 児 玉 金額の部分については異論はございません。
- ちょっと一般論的な話で、先ほど説明の中で100キロを超えた方を対象に炉を改修すると、自分も気をつけなきゃいけないなと思いながらちょっと伺

ってたんですけど。これ、一般的に100キロ、対象ってどれぐらいの幅なんですかね、分かればちょっと教えていただきたいんですが。

議 長 環境課長。

環 境 課 長 現在の炉の規格といいますか、対応が御遺体が100キロ、またそれからひつぎが25キロ、副葬品としまして5キロということで、130キロまで耐えられるというもので当初やってございました。ところが近年、年間で約最大で20件ぐらい、この2市5町の中で20件ぐらい出てくるという実績がございました。

今回、9炉がございますけども、そのうちの一つ、7号炉を御遺体を120キロまで耐えられるものに変えるということで、一応150キロ対応ということで改修するものでございます。

なお、じゃあ150を超えた場合にどうするかというところでございますけども、これをやるとなると、改修では済まないような工事になってしまうということもございまして、近隣に対応できる施設もございますので、もしそういう案件が発生した場合は、今現在実績ではございませんけれども、そういう150を超える案件が出た場合は、近隣のところの、例えば秦野、伊勢原市、こちら200キロまでと聞いてございますので、そちらを御案内するような形で対応していきたいというふうに考えているところでございます。

議 長 ほかに質疑のある方。

池谷仁宏議員。

2 番 池 谷 2番、池谷です。

19ページの林業振興費の中のナラ枯れ被害木伐採工事なんですけど、これは場所と何本ぐらいを想定されているのか、お示してください。

議 長 農林課長。

農 林 課 長 今回、今まで今年度34本。こちらについては既に伐採済みの箇所、一番初めが鍛冶屋敷古宿線沿いの20本。その後が鍛冶屋敷線もうちょっと手前の、山北地区に入るんですけど、こちら1本。その次に、皆瀬川で市間線、町道市間線沿いで3本。町道箒沢線で10本。こちら合わせまして、伐採済みが34本です。あと、共和清水線、町道市間線合わせまして、6本プラスこれから伐採する予定で、年度では40本の予定となっております。

以上です。

議 長 池谷仁宏議員。

2 番 池 谷 ありがとうございます。非常にきれいになっているなどというふうに感じておりました。

それともう一つ質問がございます。先ほどの、ぐみの木公園のスケートボードパークの件なんですけれども、公園の備品についてなんです、レールを設置されるということなんですけれども、このレールの高さをいま一度教えていただければと思います。

議 長 都市整備課長。

都 市 整 備 課 長 レールのほうは高さ40センチでございます。

議 長 池谷仁宏議員。

2 番 池 谷 私も昔スケートボードをやっていたので、40センチという高さであれば何とか妥当なのかなと思いました。

前回の全員協議会の中で60センチ、80センチぐらいのお話があったので、実際のところどれくらいの高さなのだろうと思ひまして、今伺わせてもらいました。

この公園の備品についても、ぜひ利用者の皆さんの声を取り入れながら、また造っていただくのもよろしいかと思います。

以上です。

議 長 ほかに質疑のある方。

児玉洋一議員。

11 番 児 玉 11番、児玉でございます。

今19ページのところに、ナラ枯れの関係がありましたけれども、その下の小規模土砂流出防止工事は減額になってございます。これは予算も範囲内にあるのかもしれませんが、この辺の理由をお聞かせください。

議 長 農林課長。

農 林 課 長 小規模土砂流出防止工事というのは、いわゆる県が行う治山工事であるとかそういう大きな規模に満たない、山に行ってもちょっと崩れが見えるとか、沢が広がるとか、そういう程度のものを、初期の段階で柵、例えばメッシュ柵であるとか鋼板柵とか木柵とか、そういうもので土留めをしていくと

というような工事でございます。

当初、当然、どういう箇所があるかというのは分からないので、大体見込みで考えてたんですけども、今回、一応共和地区で2か所施工の必要があるということで、それが延長にすると93メートル、2か所で93メートルの柵を設置するということが確定しましたので、それを残して、残りはほかのところの配分にさせていただきました。

議 長 児玉洋一議員。

11 番 児 玉 例えば、この減額分をどこか別の場所、また新たにいろいろあるとは思っているので、今のこの小規模土砂災害的なところ、そういうところに当てるとかそういうのは、また新たに補正なり当初予算なりに組み直していくという、そういう考え方になるということでしょうか。

議 長 農林課長。

農 林 課 長 必要になる箇所というのは基本的には雨季の前に調べまして、冬季ですと、たとえ多少崩れていても、その被害というのは広がらないという形でいろいろ皆さんからの情報を得た上で、職員が現地行きまして、緊急に今やらなければいけないという箇所が、先ほど言った共和の2か所に確定して、今年度中に施行させていただくと。それ以降、またそういう箇所が情報が来た場合には、おっしゃったとおり、来年度に雨季の前に施行するというようなことを考えております。

議 長 児玉洋一議員。

11 番 児 玉 ありがとうございます。そうしましたら、今のところは分かりました。

同じ項目になるんですけど、次のページにわたりますけど、21ページの木育遊具等購入費とございますが、この内容をいま一度お願いします。

議 長 農林課長。

農 林 課 長 こちらは、小学校の机、学習機の天板なんですけども、これ当初予算を計上したときのサイズが600の400の20というようなサイズで、これ小学校の機の学習機の天板のサイズだと聞いてたんですけども、最近、650の450の20と5センチずつ大きくなっているという話が聞きまして、それは学校で順次これ一遍に変えるほどできませんので、順次そういう大きさになっているという情報がありましたので、学校のほうと調整しまして、6年生分をまずは変

えていくというところで、今言った大きさが大きくなったので、加工賃とか材料費が若干増えたものに係る変更増額分でございます。

議 長 ほか。

大野徹也議員。

6 番 大 野 その木育遊具等の購入費の財源は、いわゆる水源環境か森林環境保全税、どちらでしょうか。

議 長 農林課長。

農 林 課 長 森林環境譲与税でございます。

議 長 大野徹也議員。

6 番 大 野 森林環境譲与税の使い道という中に、このようなものがあるということは承知しております。

先ほどちょっと予算の関係というお話がございましたので、森林環境譲与税でしたら、もう少し取れないのかなという、そういう気がするんですけども、いろいろ予算立てが難しいかもしれませんが、そちらに優先的にお使いいただくということもお考えいただきたいというふうに思います。

議 長 ほかには質問のある方。

遠藤和秀議員。

10 番 遠 藤 13ページの定住総合対策事業費、東山北1000まちづくり基本計画、この辺の場所とか、もう少し詳しく教えていただければなと思ひまして。

議 長 定住対策課長。

定 住 対 策 課 長 この東山北1000まちづくり基本計画の中の、今回補正上げさせていただいたものが国庫支出金返納金というふうになります。

こちらは令和2年度に行いました、水上2号線こちらの改良工事、こちらの部分が過大工事だというところで国のほうから指摘がありまして、返納するものです。

この部分の返納になった経緯なんですけども、水上2号線というのが、御存じのように令和元年と2年の2か年に分けて上本村橋から上流に50メートルほど工事をしております。

そのうち令和2年度に行いました橋の補強工事、これが令和4年の5月に会計検査のほうの国の補助金の検査がございました。その検査の中で、この

補強工事の工事内容がちょっと設計に不備がありまして、工事費が過大だということろで指摘がございました。

その過大の指摘の部分で既に助成をいただいていた補助金から、こちら249万4,594円になるんですけども、こちらの部分に関しまして国へ返還しろというような指摘が出ました。

これに関しましては、令和4年度の会計検査なんですけども、その中で一応内容について、国のほうと調整を図りまして、今年の11月にこの部分が正式に公表された部分で金額が確定いたしましたので、この12月議会のほうで上げさせていただいたような形になります。

議 長 遠藤和秀議員。

10 番 遠 藤 川村用水の降りたところのところですかね。

議 長 定住対策課長。

定 住 対 策 課 長 場所なんですけど、今言った岩流瀬用水のあまり余水が尺里川のほうに出るところがございまして。そのところに橋が2橋かかっておるんですけども、その部分の工事の部分で過大だということろでなっておりますので、場所はその水路のところ間違いありません。

議 長 遠藤和秀議員。

10 番 遠 藤 分かりました。ありがとうございます。

議 長 瀬戸恵津子議員。

5 番 瀬 戸 15ページばかりで恐縮なんですけど、金額も大変そんなに大きくない補正なんですけど、軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助金12万4,000円について見込み増ということですが、御説明を伺いたいと思います。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 こちらの軽度・中等度難聴児補聴器購入補助金につきましては、従来、もともと自立支援給付費のほうで補装具の給付に該当しない障害児の補聴器購入に対する県の補助金の町負担分となります。

3年度に給付の実績がなかった、申請がなかったもので、令和4年度、令和5年度とこちらのほうで当初予算のほうで計上しておりませんでしたけど、年度途中にこの必要性があるということで、修理が1件、それから今後修理の見込みが2件、それから既に申請が来ております新規分1件、こちら合わ

せて今回補正予算という形で計上させていただいているものです。

議 長 瀬戸恵津子議員。

5 番 瀬 戸 修理とかということは、難聴児ということで、この今の内容が修理と何と
かって3件ぐらいあったんですが、その3人ぐらい対象者が出るということ
なんでしょうか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 こちらの事業名は、補聴器の購入補助金ですが、修理についても対象となっ
ております。現在確定しておるものが、修理が1件もう既に出ております。

それから、これから新規という形でこれ11月に出て来たんですけども、新
規購入を希望される方が1件、それから年度まで数か月ありますので、修理
の見込みということで2件を見込ませていただいております。

議 長 瀬戸恵津子議員。

5 番 瀬 戸 御説明ありがとうございます。と言いますと、今までもこういう難聴の方
がいたということですね、2人。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 実際ございまして、本来、自立支援給付の補装具給付のほうで支給するん
ですけども、そちらの要件に満たない障害児については、こちらの県補助の
ほうで該当させていただいております。

修理ということで、以前に購入したものの不具合であるとか成長に応じて
修理が必要になった方について、こちらの事業で給付をさせていただいてい
る形となっております。

議 長 瀬戸恵津子議員。

5 番 瀬 戸 何かちょっと勘違いしてたんですけど、重度障害の方とかがとか、川村の
支援級に通っている子どもとか、そういう方は対象じゃないという理解でよ
ろしいでしょうか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 議員のおっしゃられるとおり、障害の自立支援給付事業の補装具給付に該
当されない方、こちらのほうに軽度・中等度と書いてありますが、そういう
方が対象の事業となります。

議 長 ほかに質疑のある方。大丈夫でしょうか。

それでは、質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第63号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第63号は原案どおり可決されました。
日程第8、議案第64号 令和5年度山北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第64号 令和5年度山北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。
令和5年度山北町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ253万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億361万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月5日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、健康診査の増に関わる歳入歳出の増で、歳入歳出総額をそれぞれ253万7,000円増額補正するものでございます。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 それでは、議案第64号 令和5年度山北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

2ページ、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、3款繰越金と5款諸収入につきまして、歳入合計

253万7,000円の増額を行うものでございます。

歳出につきましては、1款総務費、3款諸支出金及び4款予備費につきまして、歳入と同額の253万7,000円の増額を行うものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明させていただきます。

4ページ、5ページをお開きください。

歳入でございますが、3款1項1目の事務費繰入金につきましては、後期高齢者の健康診査委託料の増に伴う町からの繰入金で、142万7,000円の増額でございます。

5款2項1目の雑入につきましては、後期高齢者の健康診査委託料の増に伴う神奈川県後期高齢者広域連合からの補助金で、71万円の増額でございます。

3項1目の保険料還付金につきましては、過年度分保険料還付に伴う神奈川県後期高齢者広域連合からの収入で、40万円の増額でございます。

6ページ、7ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費につきましては、後期高齢者の健康診査の件数の増加に伴う手数料3万9,000円と委託料216万3,000円の増額でございます。

3款1項1目の保険料還付金につきましては、過年度分の保険料還付金の増に伴い、40万円の増額でございます。

4款1項1目の予備費については、歳入との調整につき6万5,000円を減額するものでございます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第64号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

瀬戸恵津子議員。

5番 瀬戸 瀬戸です。

7ページをお願いします。

健康診査委託料なんですけど、受診率が伸びてるということだと思うんですけども、前と比較して、どのように増えたんでしょうか。

議長 保険健康課長。

めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ347万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億1,505万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和5年12月5日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、高額介護サービス費の増に関わる歳入歳出の増で、歳入歳出それぞれを347万9,000円増額補正するものでございます。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長
保 険 健 康 課 長

保険健康課長。

それでは、議案第65号 令和5年度山北町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

9ページ、10ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、各款繰入金につきましては、347万9,000円の増額を行うものでございます。

歳出につきましては、1款総務費、2款保険給付費及び3款地域支援事業費につきましては、歳入と同額の347万9,000円の増額を行うものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明させていただきます。

11ページ、12ページをお開きください。

歳入でございますが、8款1項1目の一般会計繰入金につきましては、介護認定審査会のシステム改修に伴う町からの繰入金で、21万5,000円の増額を行うものでございます。

2款2項1目の介護給付費繰入金は、主に高額介護サービス費の増に伴い繰入れを行うものでございます。

続いて、歳出でございますが、1款3項2目の介護認定審査会共同設置負担金につきましては、認定審査会のシステム改修に伴う審査会事務局を担う南足柄市への負担金で、21万5,000円の増額でございます。

2款4項1目の高額介護サービス費につきましては、高額介護サービス費の件数の増により、326万円を増額するものでございます。

3款3項1目の包括的支援事業につきましては、保険健康課に配属されています生活支援コーディネーターの勤務日数の関係で、社会保険料を4,000円増額するものでございます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第65号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

瀬戸恵津子議員。

5番瀬戸 高額介護サービスの件なんですけど、件の増ということは、これはたしか改正があったと思って、負担額、収入によって違う、変わっていくみたいな形になってきていると思うんですが、どのように増えたのかを伺います。

議長 保険健康課長。

保険健康課長 今、議員がおっしゃられたのは、おそらく特定入所者介護サービス費のことだと思います。施設入所に際しまして、居住費ですとか食事の負担額がある一定の基準額を超えた場合に、特定入所者介護サービス費として給付するというものです。

こちらが法改正があった関係で基準額が上がりました。つまり自己負担する方が増えたということです。結果的にその自己負担をする方が増えたので、高額介護サービス費の件数が増えたのではないかと考えています。

具体的には、当初予算で2,642件見込んでいたものが、見込みでは2,982件ということで、プラス340件の増加程度になるのではないかとということで、今回326万円を増額させていただくものです。

議長 瀬戸恵津子議員。

5番瀬戸 高額介護サービスというのも、一般的な所得は380未満の方が4万4,000円って限度額があるとかというような感覚で思っていたんですけども、それにまた上が増えて、収入のそういう負担をする方が増えたので増えたということか、介護度がやっぱり上がると介護がかかりますから、そういう介護度も上がった人が増えたのか、両方のほうがあるから難しいと思うんですけど、単純に介護度が上がった人が増えたというのではなく、収入のほうの関係か

らという解釈でよろしいのでしょうか。増えたという。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 両方とも違います。

先ほどの説明と重なるのですが、山北町、今、介護任認定者が700人ぐらいいますので、それぞれ介護の認定講習をして介護度が決まってくるんですけど、おおむね介護5とか4とかの割合というのは、そんなに大きくは変わりませんので、ここでいきなり介護4とか5の人が増えて、使うサービスの金額が大きくなったので高額介護サービスが増えたというわけではないです。ではなく、先ほどの説明と重なるんですが、特定入所者介護サービス費と施設に入るときに自己負担する居住費ですとか食費、その基準額の法令改正が上がったために、自分で払う金額が増えてしまったんです。その自分で支払う金額が増えたがために、先ほどおっしゃられたその4万4,000円とかという基準を超える方も増えたということから、この高額介護サービスが結果的に増えたということでございます。

議 長 瀬戸恵津子議員。

5 番 瀬 戸 大変よく分かりましたけど、まだ半分ぐらいしか分からないんですけども、おいおい分かってきたいと思いますけれども、本当に高額介護サービスというところが増えると、何か重い、介護度の高い人が増えたのかなとかって単純に思ってしまうんですが、それだけではないということで、これは合ってますか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 その御認識でよろしいかと思います。人によって使うサービスも、どの程度サービス使うか、介護度もそれぞれ違いますので、その積み重ねがこの高額介護サービスで今回2,982件になったということで、全体としては先ほどの特定入所者介護サービス絡みで増えたということが言えるのではないかと考えています。

議 長 瀬戸恵津子議員。

5 番 瀬 戸 それでは、施設介護を受けてる方と在宅の方との割合などは大体分かりますでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 基本的に施設サービスを受けられてる方は、特定入所者介護サービス費に基準を満たしてる方は該当になります。あと在宅サービスを利用されてる方でも、ショートステイですね。ショートステイで泊まったときには、やはり食費とか居住費も該当になりますので、施設サービスを受けてられてる方も、在宅サービスのショートステイを受けられてる方も、両方とも受けられるというものでございます。

議 長 ほかに質疑のある方。

 大野徹也議員。

6 番 大 野 介護保険料も、来年度ですか、改定というふうなことで、先ほどちょっと後期高齢者医療保険の関係で、健康診断委託料が件数、受ける受診される方が増えているという部分においては、いわゆる高齢化の部分を、これは一因としては大きいのかなというふうな部分も考えられると思うんですよ。

 そういうふうな状況ですから、後期高齢者の方が増えているということだと思いますので、そうすると、おのずとやはり介護という部分がどうしても中には必要になってくるという方が増えてくるかと思います。そんな中で、これ介護保険料ですから国のほうの施策というふうなことでやるんですが、この一般会計から繰出しするというふうな部分というのが、どのような形で繰り出されてるんでしょうか、金額的な部分も含めて。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 ちょうど全員協議会の議題とさせていただいておりますので、そのときにまた詳しく御説明させていただきたいかなと思うんですが、法定負担割合というのがあります。歳出の保険給付費等地域支援事業費に係る費用のうち、国が4分の1、県と町が2分の1の半分なので4分の1ずつ見ると、割合としては12.5%、地域支援事業費のほうは事業によって、またそれが多少違ったりしますけども、法定割合ってのは決まっていますので、その法定割合に応じた分を町から繰り入れるということで、1円単位で繰り入れてございます。

議 長 ほかに質疑のある方。

 瀬戸恵津子議員。

5 番 瀬 戸 今のに関連があるかと思うんですが、今回の高額介護の326万4,000円とい

うのは、基金からの繰入れで賄うということですよ。

そうしますと介護保険って、この基金の中で繰り入れてくという形が取れるから、大体今回、全協で御説明あると思うんですけど、9期に入る、8期のもう終わりの頃だとこの基金がちょうど終わる頃になるって、そういうような組立てになっているという解釈でよろしいですか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 今回、予算上では、この高額介護サービス費の財源は基金から充当させていただいておりますが、先ほどの大野議員の質問に御回答させていただいたように、町の負担分、国の負担分、県の負担分というのはそれぞれあります。これを今回12月補正では、取りあえず基金から充当させていただくんですが、3月補正でほかの部分とまとめて町の分は町の分、県の分は県の分、国の分は国の分で繰り入れるということでございます。

議 長 ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

それでは、質疑が終わりましたので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第65号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第65号は原案どおり可決されました。

ここで、暫時休憩をしたいと思います。

再開は10時45分、10時45分といたします。(午前10時36分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。(午前10時45分)

ここで、町側から追加議案の提出がありましたので、議会運営委員会を開催して審議をお願いしたく、再び暫時休憩といたします。

よって、議会運営委員は401会議室へお集まりいただき、再開につきましては追ってお伝えいたします。

それではよろしく願いいたします。(午前10時45分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。(午前10時55分)

ただいま行われました議会運営委員会の審査報告を委員長より求めます。

議席番号1番、和田成功議会運営委員長。

1 番 和 田 それでは、議会運営委員会の審査報告を申し上げます。

12月6日午前10時47分から役場401会議室において、委員4名、議長の出席の下、令和5年第4回山北町議会定例会の追加案件について審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

町側から追加案件が議長に提出され、議事日程に関わることから、議会運営委員会で審議いたしました。

については、お手元の先ほどお配りした議事日程のとおり、議案第66号と第67号を議事日程に追加することとし、審査は本会議即決といたしました。

以上で議会運営委員会の審査報告を終わります。

議 長 委員長の審査報告が終わりましたので、委員長の報告どおり、本日の日程に議案2件を追加したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、本日の日程に議案2件を追加いたします。

本日の日程につきましては、先ほどお配りいたしました議事日程のとおりとなります。

日程第10、議案第66号 山北町副町長の選任についてを議題といたします。

なお、本件につきましては、石田教育長の一身上に関する案件でございますので、石田教育長の退席をお願いいたします。

(教育長退席)

議 長 それでは、提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第66号 山北町副町長の選任について。

次の者を山北町副町長に選任することについて、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求める。

令和5年12月6日提出。山北町長、湯川裕司。

氏名、石田浩二。住所、山北町向原1949番地。生年月日、昭和28年10月2日。任期、令和6年1月1日から令和9年12月31日。

提案理由でございますが、山崎佐俊副町長の辞任に伴い、石田浩二氏を選任したいので提案するものです。

以上です。

議 長
企 画 総 務 課 長

企画総務課長。

石田氏の略歴については1枚おめくりください。

昭和52年に日本体育大学を卒業。その後、52年4月に岡本中学校、南足柄中学校、湘光中学校、神奈川県国体局催事課、神奈川県教育委員会足柄上事務所、北足柄中学校、南足柄市の教育委員会の学校教育課、総務指導課、中井町の中井中学校、大井町の湘光中学校、そして、平成25年4月に山北町教育委員会の委員として教育長で現在に至るということになっております。

説明は以上でございます。

議 長

説明が終わりましたので、議案第66号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長

御異議ないので、議案第66号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長

挙手全員。よって、議案第66号は原案どおり同意することと決定いたしました。

それでは石田教育長、着席願います。

日程第11、議案第67号 山北町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長

議案第67号 山北町教育委員会教育長の任命について。

次の者を山北町教育委員会教育長に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関わる法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年12月6日提出。山北町長、湯川裕司。

氏名、水野博文。住所、山北町谷ケ298番地。生年月日、昭和34年6月7日。
任期、令和6年1月1日から令和7年9月30日。

提案理由でございますが、石田浩二教育長の辞任に伴い、水野博文氏を任命したいので提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長
企 画 総 務 課 長

企画総務課長。

それでは1枚目おめくりください。

略歴を書かさせていただいております。

水野氏におきましては、昭和57年3月、玉川大学を卒業。その後、昭和57年10月、川村小学校、その後、共和小学校、福沢小学校、岡本小学校、大井小学校、神奈川県教育委員会足柄上教育事務所、福沢小学校、北足柄小学校、福沢小学校、そして令和2年から、山北町教育委員会生涯学習課の社会教育指導員として、現在に至っております。

なお、任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、前任者の残任期間となります。

説明は以上となります。

議 長

説明が終わりましたので、議案第67号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

それでは質疑がないので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長

御異議ないので、議案第67号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長

挙手全員。よって、議案第67号は原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第12、発議第3号 山北町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議席番号1番、和田成功議員。

1 番 和 田 発議第3号 山北町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する
条例の制定について。

山北町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙の
とおり制定するものとする。

令和5年12月5日提出。山北町議会議員、和田成功。山北町議会議員、児
玉洋一。山北町議会議員、大野徹也。山北町議会議員、府川輝夫。

提案理由。

令和6年4月1日より、下水道事業を公営企業会計へ移行することに伴い、
本条例を改正する必要性が生じたため、提出するものです。

詳細につきましては、議会事務局長から説明いたします。

議 長 議会事務局長。

事 務 局 長 それでは、発議第3号 山北町議会の個人情報の保護に関する条例の一部
を改正する条例について御説明申し上げます。

初めに、本条例を改正する理由でございますが、先ほど町側から提案され
可決いたしました六つの条例改正の理由と同様に、令和6年4月1日より、
下水道事業を公営企業会計へ移行することに伴うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきますので、1枚お
めくりください。

第12条第2項第3号の規定中「水道事業管理者」を「水道事業管理者及び
公共下水道事業管理者」に改めるものでございます。

それでは、1枚お戻りください。

附則。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、発議第3号について質疑に入ります。質疑の方
はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思いますが、御異
議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、発議第3号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、発議第3号は原案どおり可決されました。日程第13、議員派遣の件についてを議題といたします。お諮りいたします。この件につきましては、議会閉会中の調査活動として、別紙のとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、別紙のとおり、議員を派遣することにいたします。なお、閉会中に変更があった場合は、議長にお任せ願いたいと思います。日程第14、閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。議会運営委員長、総務環境常任委員長及び福祉教育常任副委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議会運営委員長、総務環境常任委員長及び福祉教育常任副委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。以上をもって全日程を終了しましたので、令和5年第4回山北町議会定例会を閉会いたします。(午前11時09分)